

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部改正について
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
藤沢市水洗便所改造等資金貸付条例（昭和54年藤沢市条例第24号）の一部を
次のように改正する。

第6条第1項1号を次のように改める。

(1) 成年者

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられることに伴い、所要の改正をする必要による。